

## ○六戸町地方就職支援金交付要綱

### (目的)

第一条 この告示は、東京圏の大学等を卒業又は修了し、六戸町に移住する者が、あおもり移住支援事業に基づく地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付するものとし、その交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによる。

### (定義)

第二条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち別表第一に規定する条件不利地域を除いた地域をいう。
- 二 大学等 大学及び大学院をいう。

### (対象者の要件)

第三条 地方就職支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 次の移住等に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (一) 大学等の卒業年度又は修了年度（以下「卒業等年度」という。）において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則として四年以上の期間在学し、又は在学する見込みである者に限る。）し、当該大学等を卒業又は修了したこと（大学等の在学中に、第五条の規定による申請を行う者（以下「在学中申請者」という。）にあっては、当該大学等を卒業又は修了する見込みであること。）。
    - (二) 大学等の卒業等年度において、東京圏内に継続して居住していること。
  - イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (一) 本町に移住したこと（在学中申請者にあっては、青森県内に所在する企業等に就職することが内定していること。）。
    - (二) 第五条の規定による申請の日から一年以上継続して本町に移住する意思を有していること（在学中申請者にあっては、大学等の卒業又は修了後に（一）に規定する企業等に就職し、転入（住民票を移さず転出した者にあっては、就業開始日）から一年以上本町に居住する意思を有していること。）。
  - ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (一) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
    - (二) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
    - (三) 青森県及び本町が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。
    - (四) 大学等の卒業又は修了の日から一年以内（在学中申請者にあっては、第五条の規定による申請時において、就業開始予定日前一年以内）かつ就業開始日から一年以内であること。
- 二 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。
  - ア 次に掲げる就業先に関する要件のいずれにも該当すること。
    - (一) 勤務地が青森県内に所在する企業に第三条第一号アに掲げる要件を満たす大

学等を卒業又は修了してから一年以内に就職していること（在学中申請者にあつては、就職する予定であること。）。

- (二) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (三) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (四) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (五) 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 次に掲げる就業条件等に関する要件のいずれにも該当すること。

- (一) 週二十時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること（在学中申請者にあつては、就業の見込みがあること。）。
- (二) 本町を中心とした勤務を基本とする採用であること（在学中申請者にあつては、採用予定であること。）
- (三) 東京圏への勤務を前提としない採用であること（在学中申請者にあつては、採用予定であること。）。

（地方就職支援金の額）

第四条 地方就職支援金の額は、次の各号に掲げる経費区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (一) 交通費 採用面接又は採用試験等（以下「採用面接等」という。）に要した東京圏から企業が開催する採用面接等の会場（青森県内に所在する会場に限る。）までの往復一回に要した交通費（就業先又は内定先から交通費が支給される場合は、当該交通費の額を控除した額）の二分の一の額又は一万七千円のいずれか低い額とする。
- (二) 移転費 本町へ移住するために要した移転費（就業先又は、内定先から移転費が支給される場合は、当該移転費の額を控除した額）の二分の一の額又は十万八千円のいずれか低い額とする。

（交付の申請）

第五条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書（様式第一号の一又は様式第一号の二）及び本人確認書類に加え、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 一 就業証明書（様式第二号）
- 二 交通費又は移転費の領収書等（領収書が発行されない場合は、日付、金額等が確認できる書類）
- 三 在学証明書および卒業見込証明書等（在学期間及び卒業年度、卒業見込みであることが確認できるもの）
- 四 東京圏内に在住していることが確認できる書類（住民票又は賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）又は卒業年度の複数月の公共料金の領収書の写し）
- 五 募集要項、雇用契約書等、本町を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料
- 六 その他町長が必要と認める資料

2 前項の申請書の提出期限は、令和八年十二月二十五日とする。

（交付決定の通知）

第六条 町長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付

することが適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書(様式第三号)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不適當と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(地方就職支援金の請求及び交付)

第七条 前条の交付決定通知を受けた者が地方就職支援金を請求しようとするときは、地方就職支援金交付請求書(様式第四号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、地方就職支援金を交付する。

3 地方就職支援金は、申請から三か月以内に交付する。

(交付決定通知書の再交付)

第八条 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定通知書再交付願(様式第五号)(以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第九条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書(再交付)(様式第六号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第十条 青森県及び六戸町はあおもり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、青森県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第十一条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると町長が認める場合又は青森県内の他市町村に転出する場合は、この限りでない。

一 虚偽の申請等をした場合

二 申請日から一年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合(在学中申請者に限る。)

三 申請日から一年以内に本町に転入しなかった場合(申請時に既に本町に住民票がある場合を除き、在学中申請者に限る。)

四 就業日から一年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(退職日から三か月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く。)

五 転入日から一年以内に本町から転出した場合(住民票を移さずに転出した者にあつては、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から一年以内に本町から転出した場合)

(返還の免除)

第十二条 地方就職支援金の交付を受けた者が、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、地方就職支援金返還免除申請書(様式第七号)及び返還免除理由を証する書類により、町長に返還の免除を申請できるものとする。

2 町長は、前項に規定する申請を受理したときは、返還免除の可否について青森県へ協議するものとする。

3 町長は、前項に規定する協議による青森県の同意後、返還免除の可否に係る決定内容を地方就職支援金返還免除承認通知書(様式第八号)又は地方就職支援金返還免除不承認

通知書(様式第九号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第十三条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出した場合は、その転出先の市町村に対し、その旨通知する。

2 地方就職支援金の交付を受けた者が県内の市町村から本町に転入し、その後県外に転出した場合は、地方就職支援金の支給市町村に対してその旨通知する。

3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第十四条 この告示に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、青森県と六戸町が協議して定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和八年四月一日から適用する。

#### 別表第一 (第二条関係)

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、山武市、匝瑳市、香取市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、栄町、多古町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、九十九里町
神奈川県	三浦市、山北町、真鶴町、箱根町、湯河原町、清川村